

鎌倉市インターンシップ等学生の就業体験受入れ要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターンシップ等学生の就業体験（以下「インターンシップ」という。）の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの定義及び受入れの目的)

第2条 この要綱においてインターンシップとは、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験」とし、学生の高い職業意識を育成し、主体的な職業選択の機会を提供することにより、次代を担う学生の職業人としての成長を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は学校教育法における大学院・大学・短期大学・専門学校（以下「学校」という。）における学生（当該学校の最終学年にある者を除く。）とする。

(申込み等)

第4条 学生にインターンシップを受けさせようとする学校は、鎌倉市インターンシップ受入れ申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申込みがあったときは、市長はその諾否を決定し、鎌倉市インターンシップ受入れ決定通知書（第2号様式）により、当該申込みをした学校に通知するものとする。

(覚書の締結)

第5条 市は、インターンシップ受入れを決定した学生が所属する学校と、インターンシップ期間中に起きた事故の損害に対する補償及び秘密の漏洩の禁止等を定めた覚書を交わすものとする。

第6条 市がインターンシップ受入れの決定をした学生が所属する学校は、決定後にその決定を辞退しようとするときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

(責任)

第7条 インターンシップを受けている学生がインターンシップを受けているとき（インターンシップを受けている施設との移動を含む）に損害を受けた場合又は当該学生が市及び第三者に損害を与えた場合には、その者が所属する学校又はその者が損害を賠償することとし、市は一切その責めを負わないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほかインターンシップ受入れに関し必要な事項は、人事についての事項を所管する課の課長が別に定める。

付 則

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則（平成31年（2019年）4月22日市長決裁）

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則（令和2年（2020年）4月28日市長決裁）

この要綱は決裁の日から施行する。

付 則（令和3年（2021年）4月16日総務部長決裁）
この要綱は決裁の日から施行する。